

平成29年度 第3回 いばらき高齢者プラン21推進委員会	参考資料2
平成29年11月29日	

平成29年度 第2回 いばらき高齢者プラン21推進委員会における主な意見及び対応について

○平成29年9月27日開催(第2回推進委員会)

整理番号	項目	委員からの質問・意見等の内容 (要旨※一部要約)	質問・意見等に対する県の回答・対応方針	回答担当課
1	総論(地域共生社会)	○「地域共生社会」や「茨城型地域包括ケアシステム」は、素晴らしい理想ではあるが、現在の制度的な限界もあるので、高齢者プランへ記載するときには、丁寧な記載が必要である。	・ご意見を踏まえ、プラン総論「政策目標」等の部分に、「地域共生社会」と「茨城型地域包括ケアシステム」について、その背景、必要性、今後の課題などを県民に分かりやすく、丁寧に記載してまいります。	長寿福祉課
2	茨城型地域包括ケアシステムの構築	○市町村や県の縦割りをなくし、茨城型地域包括ケアシステムを構築してもらいたい。	・国の「地域共生社会」の理念としては、市町村は、包括的な支援体制を整備することとされています。 その理念に先行する本県独自の「茨城型地域包括ケアシステム」では、高齢者を含む要援護者及びその家族などすべての方を対象としています。 各市町村及び県における体制整備に当たっては、県民の立場に立って、制度や組織の縦割りを可能な限りなくしていけるよう、努めてまいります。	長寿福祉課
3	高齢者プランの進捗管理・評価	○第7期のプランを策定した後の進捗管理や評価の仕方を工夫するのが重要である。	・プランの進捗管理や評価の仕方については、数値目標の達成状況を機械的な「○」「×」だけで判断するのではなく、達成に向けたプロセスについても、評価できるように工夫してまいります。 また、広く、県民への情報公開の視点から、プランの策定及び評価の状況についても、公開・公表を行ってまいります。	長寿福祉課
4	高齢者の重度化防止	○高齢者の介護予防の取組みに加えて、「重度化防止の取組み」もプランに具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、高齢者の「重度化防止」については、「重点課題Ⅰ-1 健康で“はつらつ”と暮らす環境づくり」を中心に、記載の充実を図りたいと考えております。 具体的には、「第1節 介護予防対策の推進」、「第2節 健康づくりの推進」、「第4節 リハビリテーションの推進」の項目で記載することを検討させていただきます。 また、身体的な要介護度の改善といった視点のみでなく、高齢者の「社会参加」、「外出支援」、「見守り」といった観点でも記載を検討してまいります。	長寿福祉課
5	外出支援・生きがい・就労対策	○高齢者の外出支援、生きがい対策、就労対策などにも、幅広く県で積極的に取り組んでもらいたい。	<外出促進> ・高齢者の外出促進につながる、「高齢者優待制度(シニアカード)」の積極的な事業展開や、買物支援(生活環境づくり支援事業)対策や地域交通の確保(広域路線バスネットワーク事業)対策などを実施してまいります。	長寿福祉課 地域計画課 県北振興課 交通政策課
			<社会参加・生涯学習・生涯スポーツ・就労・生きがい> ・「重点課題Ⅰ-2 第1節 高齢者の社会参加の促進、第2節 生涯学習の推進、第3節 生涯スポーツの推進、第4節 高齢者の就労促進」などの項目において、高齢者の活躍の場の拡大、居場所づくり、生きがい対策を記載してまいります。	長寿福祉課 生涯学習課 保健体育課 労働政策課 長寿福祉課
6	認知症	○認知症の早期診断・発見のためには、養成した認知症サポート医の活用や地域との連携が大事となってくる。 また、救急病院へのサポート医の設置を進めてほしい。	・認知症サポート医については、「重点課題Ⅱ-1 第3節 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 1-1」の記載を、「認知症サポート医の養成等」から「認知症サポート医の養成・活用等」に修正した上で、サポート医の活用促進について、記載してまいります。	長寿福祉課
		○養成した認知症サポーターの活用が必要であり、オレンジカフェへの参加や地域における訪問介護での協力(ボランティア)があり得るのではないかと。	・養成後の認知症サポーターの活用については、「重点課題Ⅱ-1 第2節 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」において、H29.7月の新オレンジプランの改訂も踏まえ、サポーターが地域でできる活動事例の紹介などを通じて、受講後の活動につながるよう推進してまいります。 また、今回ご紹介のありました、オレンジカフェへの参加促進については、先進事例として各市町村等へ周知させていただきます。	長寿福祉課

整理番号	項目	委員からの質問・意見等の内容 (要旨※一部要約)	質問・意見等に対する県の回答・対応方針	回答担当課
7	高齢者の権利擁護	○高齢者虐待の章では、直接的な虐待だけでなく、権利擁護(契約関係など)の視点での記載も加えてもらいたい。	・「重点課題Ⅱ-2 第2節 日常生活の自立支援, 成年後見制度の活用促進」の部分を中心に、虐待のみならず、本人の人権尊重, 権利擁護の内容もさらに記載させていただきます。	長寿福祉課
8	介護人材確保	○「介護職のイメージアップ」はぜひ案のとおり記載をして、介護人材の確保に取り組んでほしい。	・「重点課題Ⅲ-2 第2節 1⑨介護職のイメージアップ推進」は、介護の仕事のやりがいなどをわかりやすく記載し、人材確保につながるような内容を検討させていただきます。	福祉指導課
9	貧困対策	○(高齢者の)貧困対策について、高齢者プランがメインではないかもしれないが、総合的な計画ということなので、高齢者プランにも一言記載してもらいたい。	<p>・貧困・生活困窮の問題は、子育て世代, 壮年世代, 高齢世代といった様々なライフステージで発生する可能性がある問題であり、就労を含む多種・多層な支援が必要であるため、既存の制度(生活保護, 生活困窮者自立支援制度, 生活福祉資金制度など)も活用しつつ、「地域共生社会」における包括的支援体制の整備, 茨城型地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。</p> <p>(参考:現行制度)          ・「生活保護制度」…県(町村部)及び市が福祉事務所を設置し、生活保護費を支給          ・「生活困窮者自立支援制度」…既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで、「自立の促進」を図ることを目的に、平成27年4月から県及び各市において開始</p> <p>・高齢者の貧困問題や生活保護者の動向(高齢者世帯の割合等)などについても、高齢者プランに記載するように調整してまいります。</p>	長寿福祉課 (福祉指導課)
10	追加意見 (介護予防関係)	○「介護予防拠点」の整備については、どのようなものを意図しているのか。生きがいづくりや健康づくりと同じネットワークの一環としてよいのではないのか。	<p>・前回(第2回)推進委員会の資料1 P9に記載しました「介護予防拠点整備」については、地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、市町村が整備する介護予防拠点(8,500千円/1か所)を想定しております。</p> <p>・委員ご指摘のとおり、既存の生きがいづくりや健康づくりのネットワークの活用は重要であり、「介護予防拠点」としての機能が期待されている、市町村の地域包括支援センターや老人福祉センター、保健センターなどの活用や連携を推進してまいります。          また、本県独自の介護予防事業であり、年間の活動者数が60万人を超えたボランティア活動である「シルバーリハビリ体操」のさらなる活用も推進してまいります。</p>	長寿福祉課
11	追加意見 (介護予防関係)	○「孤立者(単独世帯)」の生活支援サービスの充実について、IT機器やAI用具を活用した見守りネットワークが重要になってくるのではないのか。 また、こうしたIT技術は、在宅医療でも活用できるのではないのか。	<p>&lt;見守り&gt;          ・高齢者の見守りについては、介護保険の地域支援事業により、市町村が「認知症高齢者見守り事業」を実施することができ、市民に対しGPS機器の貸与などを行っております。          また、県でもH29年度の新規事業として、徘徊高齢者の早期発見のため、GPSを活用した「広域徘徊模擬訓練」を実施しております。          こうした知見も踏まえて、ICTの介護分野での活用を推進してまいります。</p> <p>&lt;在宅医療等&gt;          ・医師不足が深刻な本県においては、在宅医療や遠隔診療等の必要性・ニーズは高まっており、ICTを活用した、医療提供体制の構築についても検討してまいります。          また、筑波大学附属病院と神栖済生会病院との連携などの事例「遠隔治療サポート」事業も開始されており、医師不足問題の一つの解決方法と認識しております。</p> <p>&lt;在宅医療等&gt;          ・高齢化が進展し、医師不足が深刻な本県においては、在宅医療等の必要性は高まっており、ICTを活用した、医療・介護の連携体制の構築についても検討してまいります。</p>	長寿福祉課  医療政策課  長寿福祉課

整理番号	項目	委員からの質問・意見等の内容 (要旨※一部要約)	質問・意見等に対する県の回答・対応方針	回答担当課
12	追加意見 (茨城型地域包括ケアシステム関係)	○前回の第2回推進委員会では、「地域ケアシステム」の市町村ごとの実績は示されたが、(茨城型の)地域包括ケアシステムの市町村ごと・対象者ごとの実績を示していただきたい。	<p>・「地域包括ケアシステム」と「茨城型地域包括ケアシステム」の両者とも、地域の実情に合わせて構築していくものであり、統一的な手順や画一的な要件を厳格に市町村に課すものではありません。</p> <p>このことは、H28.3月に策定した、茨城型地域包括ケアシステム推進マニュアルにおいて、お示しているとおりで。ただし、市町村が各地域の強みや弱みを把握するツールとして、前述のマニュアル(P143)中に「茨城型地域包括ケアシステムの構築に関するチェックリスト」を掲載しております。</p> <p>なお、今回、地域ケアシステム以外で、地域包括支援センター等分の活動についてもご質問がありましたので、別添資料のとおり、茨城型地域包括ケアシステムの構成要素・資源・施策などについて、市町村別の一覧表を作成いたしました。</p> <p>こうした資料も市町村に還元し、地域の自主性・主体性を前提としながらも、他市町村との比較や分析、施策の構築等の分析ツールとして提供させていただきます。</p>	長寿福祉課
13	追加意見 (認知症関係)	○高齢者プランとはいえ、政策目標に「茨城型」と掲げる以上は、「茨城型」を実現するための施策や数値目標を設定する必要があるのではないか。	<p>・上記に記載のとおり、統一的な指標等の設定は難しい面もありますが、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスのすべてに係る整備目標及び数値目標が「地域包括ケアシステム」の目標でありますこと、さらに、本県においては、全市町村において、茨城型地域包括ケアシステムが構築されることを目標としておりますことを踏まえ、今回、推進委員会の議論も踏まえ、推進してまいります。</p>	長寿福祉課
13	追加意見 (認知症関係)	○認知症サポーターの養成について、学校側の反応が悪いので、もっと積極的に県(保健福祉部)からも働きかけてほしい。	<p>・県(保健福祉部)においては、平成29年5月8日付けで、各市町村教育委員会及び各小・中学校等へ認知症サポーター養成への協力依頼をさせていただいております。</p> <p>また、H29.4.1の調査によると、県内31市町村において、市の福祉部門と教育部門の連携が進み、定期的に認知症サポーター養成講座を開催できる体制が構築または構築予定との回答を得ております。</p> <p>今後は、連携が進んでいない市町村を中心に、その課題等の聞き取りや分析を進め、さらに、認知症について学校を含めて地域住民の理解が深まるように、推進してまいります。</p>	長寿福祉課
14	追加意見 (地域包括ケアシステム関係)	○茨城型地域包括ケアシステムは、(平成6年に本県が開始した地域ケアシステムという)歴史ある取組みを包含し、これまでの社会福祉協議会を中心とした取組みと混同・混乱するような状況を打破し、(平成)30年を新たな起点に縦割りを打破した地域の有機的な取組みとして発展させてほしい。	<p>・ご指摘も踏まえまして、「政策目標」の記載内容を充実させ、茨城型地域包括ケアシステムの意義・背景・課題などを可能な限り、わかりやすく記載させていただきます。</p>	長寿福祉課
14	追加意見 (ケアプラン関係)	○介護サービス計画書(ケアプラン)に、介護支援専門員(ケアマネジャー)が以下のことを明記していくべきである。①介護される本人の望む暮らしや家族の思いをより具体的に明記し介護関係者等が共有すること、②虐待の引き金になり得る行動障害をケアマネジャーが適切に把握し、その解消方法や介護家族の負担軽減方法も明記すること。	<p>・ご指摘のとおり、介護支援専門員(ケアマネジャー)は、ケアプランに、「利用者及びその家族の生活に対する意向」を記載することとされており、これは、本人にとって効果的な支援をしていくために、重要な記載事項となっております。</p> <p>また、いわゆる問題行動(暴言暴行、徘徊など)の原因や対応などについて、関係者が情報を共有していくことが、虐待防止にもつながるものと考えております。県としては、こうした内容を、ケアマネジャーの更新研修や居宅介護支援事業所の研修・指導等の機会を通じて、適切な対応がなされるように支援してまいります。</p>	長寿福祉課
14	追加意見 (ケアマネジャー関係)	○介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成は、数よりも質が重要である。医療課題への対応を強化するために、県での計画的な人材育成をお願いしたい。	<p>・地域包括ケアシステムを構築するためには、ケアマネジャーの役割は重要であり、ケアマネジャーを含む人材育成・質の向上を進めることで、多職種による医療・介護連携を推進してまいります。</p>	長寿福祉課